関　西　大　学　経　済　人　ク　ラ　ブ　規　約

第１章　名称及び事務所

第１条（名称）

本会の名称は、関西大学経済人クラブとする。

第２条（事務所）

本会は事務所を関西大学校友会本部内におく。

第２章　目的

第３条（目的）

本会は会員相互の親睦と啓発を図ることを目的とする。

第３章　会員

第４条（会員）

１　本会は関西大学校友の産業人のうち、企業経営者・管理職等、士業等、その他これらに準ずる者で組織する。

２　会員は、本規約並びに決定事項を遵守し、前条の目的達成に向け協力し、一致団結する事とする。

３　会員が、本会の名を使用して活動を行う場合は、会長若しくは副会長の承認を得ることとする。

４　会員は、現在、暴力団・暴力団員・暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「反社会的勢力」という）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

第５条（入会）

本会の入会は、本会会員１名の推薦を得たうえで所定の申込書を提出し、運営委員会での承認を得ることを要する。

第６条（退会）

次に掲げる事由があった場合、会員は退会するものとする。

①　会員本人の申し出　　②　会員の死亡　　③　本規約に反する行為を行った者
④　役員会の決議による者

第４章　役員

第７条（役員）

１　本会は次に掲げる役員をおく。
①会長　１名　　②副会長　３名　　③代表幹事　１名　　④副代表幹事　３名
⑤会計監査　２名　　⑥幹事　若干名

２　役員は、会員の中から総会の決議により決定する。なお、役員会の決議により役員を増員・補充することができるものとする。

第８条（職務内容）

１　会長は本会の代表者として職務を全うする。
２　副会長は会長を補佐し、その職務を代行する事が出来る。
３　代表幹事は役員会を招集し、本会の検討事項を審議し円滑な運営を図る。
４　副代表幹事は、代表幹事を補佐し、本会が円滑に運営されるよう補助する。
５　会計監査は資金の管理を適正に行い、定期に会長の閲覧を受けるものとする。
６　幹事は本会の運営に協力しなければならない。

第９条（役員会）

１　役員は、役員会を構成する。
２　役員会は、年２回開催するものとする。
３　役員会の決議は、出席役員の多数決により決定する。可否同数の場合は会長一任とする。
４　総会は会長が招集する。

第１０条（役員任期等）

１　本会の役員は、改選年度の第１回役員会において選出し、その後、最初に開催される例会において承認を得るものとする。その任期は２年とする。但し、再任を妨げない。
２　必要に応じて臨時の役員会で、役員の増減を決めることができる。その場合は直近の例会で承認を得、任期は上記任期の残存期間とする。

第１１条（顧問等）

１　本会に名誉顧問、名誉会長、名誉副会長、顧問、相談役を置く事が出来る。

２　名誉顧問、名誉会長、名誉副会長、顧問、相談役は役員会がこれを推薦し、総会の承認を得る事とする。ただし学校法人関西大学理事長は名誉会長に、関西大学学長は名誉副会長に、関西大学校友会会長は顧問に推薦する。

３　本会の名誉会長、名誉副会長、顧問が、その役を退任したときは名誉顧問に推薦する。

４　本会の会長、副会長、代表幹事が、その役を退任したときは相談役に推挙する。

第１２条（運営委員会）

１　運営委員会は、会長、副会長、代表幹事、副代表幹事、その他会長が任命した者を中心に構成し、会の運営執行を協議する。開催日程等については、会長もしくは代表幹事により決定する。

２　運営委員会には、その他の幹事及び会員も必要に応じて出席することができる。

第５章　会費

第１３条（年会費）

本会の年会費は 20,000 円とし、例会等の当日出席会費はその都度徴収する。

第１４条（優待会員）

年齢が 3 月 31 日までに満 80 歳に達した会員は、次年度より優待会員として処遇され、前条に規定する年会費の負担を要しない。優待会員の例会当日出席会費は半額とする。

第６章　総会

第１５条

１　総会は年１回開催する。但し必要に応じて臨時総会の開催を認める。

２　総会は役員会の決議を経て、会長が招集する。

３　会員は、１０名以上の連署をもって、会長に対し、総会の招集を請求することができる。

４　前項の場合、会長は、遅滞なく総会を招集しなければならない。

５　総会の議長は会長が行う。但し副会長、代表幹事が会長の指名を受けて代行する事ができる。

第１６条（総会決議事項）

次に定める事項は総会の決議、又は承認を得なければならない。

１　規約の改定

２　決算報告

３　事業報告

４　会費の徴収

５　その他重要な事項

第１７条（議決方法）

総会の決議は、出席会員の多数決により、可否同数の場合は議長一任とする。ただし、本規約の改正の決議は、出席会員の３分の２以上の賛成を要する。

第７章　会計

第１８条

１　本会の経費は、年会費、寄付金、その他の収入によってこれに充てる。

２　本会の会計年度は毎年４月１日に始まり、３月３１日迄とする。

第８章　　雑則

第１９条

本規約施行に必要な細則は、運営委員会において決定する。

以　上

【平成２７年６月１５日 改定】